



住宅

入居募集について

入居資格

《共通事項》

- ・雄武町内に住所を有する方、または有することになる方。
- ・町税などに滞納がないこと。

●町営住宅

- ・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。

※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。

※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。

●サンライズビレッジ

- ・満50歳未満の単身勤労者であること。

●寡婦住宅

- ・45歳以上65歳未満の単身者で寡婦であること。

●勤労者住宅・町有住宅

- ・勤労者住宅および町有住宅は入居の要件が異なりますので、問い合わせ願います。

申込方法

- ・役場備え付けの申込用紙に、入居する方の住民票を添えて提出してください。

- ・令和8年1月1日に他市町村に就いて住民登録されていた方は、当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得がわかるものと、納税証明書もあわせて提出してください。

- ・町営住宅に申し込みの際は、マイナンバーのわかるものを持参してください。

選考方法

- ・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い方から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。

※最新の住宅情報は、町ホームページで公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>

※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。

※入居者が町営住宅を引き続き30日以上使用しないときは、届け出が必要となります。正当な事由によらないで30日以上町営住宅を使用しないときは、明け渡しを求めることがありますので、注意してください。



子育て

里親制度について

里親とは、さまざまな事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことをいいます。

現在、オホーツク管内には約50組の里親さんがおり、約30名の子どもたちが里親家庭で生活しています。

里親には「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」の4つの種類があり、養子縁組をしたい、祖父母が孫を育てているなどの事情に応じた区分もあります。

オホーツク管内では、子どもの年齢や里親さんとの相性なども考慮して委託先を決めるため、管内各地に里親さんが増えていくことが望まれます。

ぜひ、里親として登録いただき、家庭に恵まれない子供たちの養育を担っていただければと思います。

里親を希望される方、里親制度についてもう少し知りたい方は、担当者からご説明させていただきます。

また、町内会やサークル活動の仲間間で里親制度のことを聞いてみたいという場合も、担当者がお伺いしてお話しさせていただくことも可能ですので、お気軽にご連絡ください。



※令和8年9月11日から、次のとおり、サンライズビレッジの入居要件を緩和しています。

入居要件緩和事項

①入居資格について、「独身勤労者」から「単身勤労者」に変更しました。これにより、既婚者であっても、単身赴任などで雄武町に転入する場合などに入居できることとなりました。

②年齢要件を「満35歳未満」から「満50歳未満」に引き上げました。また、入居後の明け渡し請求の年齢も「40歳」から「55歳」に引き上げました。

応募締切

新規 10月15日(木)

継続 随時受付

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。

間財務政策課管財係

間北海道北見児童相談所地域支援課
〒090-0061
北見市東陵町36番地3
☎0157・24・3498



消防

秋の火災予防運動について

目的

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

実施期間

10月15日(木)～31日(土)

重点目標

- ・住宅防火対策の推進
- ・乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- ・放火火災防止対策の推進
- ・防火対象物における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ・多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底

間紋別地区消防組合消防署雄武支署